

宗教感情から靈性へ 靖国問題の克服のために

稲垣久和

1. 宗教感情の問題として

- ・靖国違憲訴訟での法廷陳述（2002年4月大阪地裁）
- ・激した感情に対して冷静な対話はできない。

2. 鈴木大拙『日本的靈性』より

- ・「精神または心を物（物質）に対峙させた考えの中では、精神を物質に入れ、物質を精神に入れることができない。精神と物質との奥に、いま一つ何かを見なければならぬのである。二つのものが対峙する限り、矛盾・闘争・相克・相殺などということは免れない。それでは人間はどうしても生きていくわけにはいかない。なにか二つのものを包んで、二つのものがひっきょうずるに二つでなくて一つであり、また一つであってそのまま二つであるということも見るものがなくてはならぬ。これが靈性である。今までの二元的世界が、相克し相殺しないで、互譲し交歓し相即相入するようになるのは、人間靈性の覚醒にまつよりほかないのである。いわば精神と物質の世界の裏にいま一つの世界が開けて、前者と後者とが、互いに矛盾しながらしかも映発するようになるばならぬのである。これは靈性的直覚または自覚によりて可能となる。

靈性を宗教意識と言ってよい。ただ宗教と言うと、普通一般には誤解を生じ易いのである。日本人は宗教に対してあまり深い了解をもっていないようで、或いは宗教を迷信の又の名のように考えたり、或いは宗教でもなんでもないものを宗教的信仰で裏付けようとしていたりしている。それで宗教意識と言わずに靈性と言うのである（17頁）。

- ・「靈性は、それ故に普遍性をもっていて、どこの民族にも限られたというわけのものではないことがわかる。漢民族の靈性もヨーロッパ諸民族の靈性も日本民族の靈性も、靈性である限り、変ったものであってはならぬ。しかし靈性の目覚めから、それが精神活動の諸事象の上に現われる様式には、各民族に相異なるものがある、即ち日本的靈性なるものが話され得るのである。

それなら靈性の日本的なるものとは何か。自分の考えでは、浄土系思想と禅とが、最も純粋な姿でそれであると言いたいのである。それはなぜかと言うに、理由は簡単である。浄土系も禅も仏教の一角を占めていて、その仏教は外来の宗教だから純粋に日本的な靈性の覚醒とその表現ではないと思われるかもしれない。が、自分はだいいち仏教を以て外来の宗教だとは考えない、従って禅も浄土系も、外来性をもっていない」（20頁）。

- ・「神道各派が、むしろ日本的靈性を伝えていると考えてもよからうか。が、神道にはま

だ日本的靈性なるものが、その純粹性を顕わしていない。それから神社神道または古神道などと称えられているものは、日本民族の原始的習俗の固定化したもので、靈性には触れていない。日本的なるものは余りあるほどであるが、靈性の光はまだそこから出ていない」(21頁)。

3. 今日的外交問題にまで発展している靖国参拝問題のグローバルな意味

・米国の「キリスト教原理主義 宗教右翼 ネオコン」に対応するものとして日本の「靖国的原理主義 神道勢力 自民党右派」の存在を認識する必要がある。ともにネオ・ナショナリズムの文化的特性が出ている。

・キリスト教原理主義

- (1) 聖典を字義的解釈に固定する。
- (2) 歴史学的比較研究方法(聖書批評学)を拒否する。
- (3) 建国神話(米国建国の理念)と結びつける。

・靖国的原理主義

- (1) 祭神(英霊)を靈璽簿として固定する(抹消を許さない)
- (2) 歴史学的比較研究方法(19世紀的日本の特殊産物)を拒否する
- (3) 建国神話(明治憲法の前文=皇国史観)と結びつける。

・但しキリスト教と神道の大きな違いは「神と祭司と王」の区別と関係性にある。つまりキリスト教の歴史では神と祭司と王は異なるものであるが、神道においては天皇の位置が祭司王でありかつ神としても礼拝の対象になる。

4. かつての日本ナショナリズムの中枢にあった「国家神道」の特徴

・明治国家は神道を利用しつつ国民意識を天皇中心にまとめあげる国体を作り上げた。国家神道の特徴を、箇条書きにして挙げれば以下になるであろう。

明治政府によって造られた宗教。 明治維新から大日本帝国憲法発布までの20年くらいの間に造られた。 内容は、古来からの神社神道と皇室神道が結びついたもの。

天皇とその氏神の伊勢神宮を頂点とした。 仏教の徹底的排除によって成立した。

・1889年(明治22年)発布の大日本帝国憲法は、その形式が皇祖(天照大神から神武天皇に至る神話に基づく天皇の祖先)皇宗(神武天皇以後の歴代の天皇)の神靈に告げる形式で始まる。そして上諭には「国家統治の大権は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に伝ふる所なり」(第二項)とある。また「天皇は神聖にして侵すべからず」(第3条)という独特な表現、さらには「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す」(第28条)といった制限つき人権条項、これらは何よりも神格的天皇観を物語っている。天皇(=公)とその臣民というわけであるから、この憲法によって公と私は無媒介に直接的に結合されていた(その中間にある市民的公共性など考える余地もない)。同憲法の翌年に出された教育勅語も同様の精神

で書かれていて、その中心道徳は「一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」というものである。このような精神で教育された行き先が、天皇のために忠誠を捧げて死んだ軍人を祀るといふ、いわば滅私奉公を地でいったような靖国神社に具体的な形で表れている。

- ・さらに国家君主への尊崇といった、絶対主義国家観の政治的儀礼行為を越えて、天皇崇拜を全国民に強制していくという行為が、宗教的行為に転化していった。その際に神社神道という宗教が利用されたのだが、実は、政府は「神社は宗教にあらず」という詭弁を弄していた。1929年3月、治安維持法を改正した田中義一内閣は第56回帝国議会において「神社カ宗教ニアラサル理由」について以下のように答弁している。

我カ国ノ神社ハ建国ノ大義ニ基キ皇祖皇宗ノ神靈ヲ始メトシ国家ニ功績アリタル諸神ヲ祭祀センカ為メ国家自ラ之ヲ設営スルモノニシテ神社ノ祭祀竝ニ経営ニ関シテハ嚴ニ国法ヲモッテ之ヲ規定シ又神社ノ祭祀ニ従事スル職員ニ対シテモ国ニ於テ其ノ職制を規定シ神職ノ国家機関トシテノ職務権限ヲ明カニス。

- ・1899年に政府は第一次宗教法案を出して「宗教団体の教師の資格認定をも含めて、主務官庁の権限に服する監督強化」を図ったが、これはキリスト教会と仏教側の反対にあって、翌年2月に貴族院で廃案となった。次いで1927年1月、第一次若槻内閣は第52回帝国議会貴族院に再び宗教法案を出した。これに多くの教会人が反対したが、無教会派の内村鑑三もまた、この宗教法案に以下のように反論している。

今や政教分離は文明的政治の原則であります。そして宗教が政治に干渉する害が大なるだけ、それだけ政治が宗教に干渉するの害は大きくあります。故に西洋諸国に於ては二者の分離をして益々明白ならしめんとして居ります。然るに我国に於て第二十世紀の今日に於て新に法律を設けて宗教を取締まらんとするは、此はたしかに文明の逆行であります（「福音新報」1927・3・10）。

- ・この宗教法案は、宗教界の反対によって一次棚上げされたが、やがて15年戦争開始と軍国主義の到来の中で、さらに管理的色彩をもって宗教団体法として成立してしまった（1939年）。

5. 1945年8月15日「玉音放送」 祭司王としての祭祀大権

6. 今日に通用するより普遍的な「日本的靈性」とは？

- ・「日本的靈性」という言葉で「血と大地 血縁と地縁」に固執して低次元の民族主義・ネオ・ナショナリズムに転化させないこと。

- ・逆に、「靖国問題を、国家のために生命を犠牲にする兵士を顕彰する施設、として見れば、他の国々にも同じものはいくらでもある」という言説では、特殊日本的な「靖国の原理主義 神道勢力 自民党右派」という連鎖は永久に解決できない。
- ・神道や仏教以外に「武士道」、「天地公共の実理」（儒教）、「キリスト教」をも考えるべき。このように多元的な霊性が考慮されるところに「公共的霊性」が存在する。

7. 公共哲学の必要性

- ・滅私奉公、公私二元論、19世紀的国家主権論 活私開公、公・私・公共の三元論、領域主権論（市民主権、当事者主権）

8. 靖国問題を克服するには公共的霊性への訓練が必要

- ・「私的霊性」は「心の平安、苦悩への癒し、喜びの源泉」、「公的霊性」は Volksgeist としてネオ・ナショナリズムの温床として危険（同化作用と他者の抑圧）。
- ・霊性は公 = 国家から切り離されるべきで「公共的霊性」として他者との違いを尊重しつつなお友愛と連帯を促す。だから「国家（=公）的霊性と公共的霊性の違い」を明確にし、国家的霊性は国家を絶対化しやすいので危険であることを強調する。

9. 公共的霊性とは超越の契機からの批判原理であるべき。

- ・公共的霊性を批判原理として宗教批判を遂行すべき。その上で異質な他者との共存を促し友愛を促進することができる。（ここには個人 集団、自己 他者の両軸の間で「私」「親密圏」「公共圏」「公」が斜めに区別されるところの公共圏に働く霊性が公共的霊性である）。

10. 感情の重要性

- ・人間の場合には感情（emotion）は理性と絡み合っ出てくるし、霊性は感情と絡み合っ出てくるので、容易に解きほぐす事ができない。他者への共感も生活と教育の中で育まれていくものである。

11. 公共的霊性の具体化としての「公共の記憶としての追悼施設」の必要性。

- ・アウグスチヌスの記憶論

参考文献

- 金田隆一『昭和日本基督教会史』（新教出版社、1990年）
 菅原伸郎編『戦争と追悼 靖国問題への提言』（八朔社、2003年）
 稲垣久和『宗教と公共哲学 生活世界のスピリチュアリティ』（東京大学出版会、2004年）